

古森NHK経営委員長に抗議する！

2007年10月16日 NHK問題京都連絡会

9月末以来、NHK経営委員長とNHK会長がマスコミを介して「火花」を散らしています。前例のないことで驚いています。一見それは「受信料引き下げ幅をめぐって」行われているように見えます。しかし、経過をよく調べてみると、その実態は「新任された古森重隆経営委員長が政治権力の意を受けてNHKに殴り込みをかけている」のではないかとの危惧をぬぐえません。その様相は現在国会に上程されている「放送法の改正」を先取りしているように思われます。

私たちは5月23日付で「放送法一部改正法案の撤回を要求する声明」を発表しました。その中で私たちは、上程されている「改正法案」は、「権力が思いのままに放送メディア全体の支配を狙うきわめて危険な、憲法第21条の『表現の自由』を侵害するもの」と弾じ、NHKに関しては「ガバナンス条項」で、「経営委員の一部常勤化と監査委員会の新設と常勤化」を行うとしているが、それは「総務省がNHKの経営委員会を日常的に支配する体制を作るもの」と警告を發しました。
(<http://blogs.yahoo.co.jp/nhkmondai> 参照) 今回の古森委員長の言動はまさに「放送法改正」を地で行っているかのようです。

伝えられる両者の「確執」のテーマは、受信料引き下げ問題だけではなく、NHKガバナンス(経営機構)問題、受信料支払い義務化問題、NHKの効率主義的経営の是非等に加え、「放送された番組に対する経営委員会の政治的介入」にまで及んでいます。それらはすべてNHKの公共放送としての発展を願う私たちにとっても見過ごすことができない問題です。古森委員長はちなみに、安倍前首相からの要請で放送法に反して「経営委員長」の指名を受けて6月に着任しました。多くの団体・個人からその着任に非難が寄せられ、国会でも全野党から否認されたことは記憶に新しいところです。今回の事態はその選任過程がやはり安倍・菅体制を背景とした「危険な」人事であったことを証明するものとなりました。

公共放送とはNHKが「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送……」を行うものと放送法で定められていることに由来するものと考えます。そして当然のことながら「民放」に対してと同様、その前提として、「不偏不党、真実および自律を貫くことによって表現の自由が確保される(同法、第1条)もの」です。この観点から今回の古森委員長、あなたの言動にはいくつかの重大な疑義がありますので抗議の意を込めて以下の要求をします。

1. あなたは、「ドイツ、フランス、イギリス、イタリアなど、海外では全部義務化しており、罰則もある。受信料を払っている人と払っていない人がいるという問題をいつまでも置き去りにする訳にはいかない。NHKの努力にも限界がある。国(総務省)に考えてもらうことだが、支払義務化を含め、NHKからも何が課題なのか発信していかないといけない。」と発言しています(8.29経営委員長記者会見)が、受信料支払いの義務化・罰則化をとにかく強行しようという姿勢

が露骨です。

*** 受信料支払義務化・罰則化を強行することを止めて頂きたい。**

2. あなたは、「選択肢の1つとして『受信料の支払い義務化』の方法があるが、……(これを)目指すのであれば、国民、視聴者の理解を得るための方法も、併せて示す必要がある。……「受信料の公平な負担」を「受信料の支払い義務化」以外の方法で実現しようとするのであれば、その方法を示すべきである。」とNHK理事会に迫っています(9. 25経営委員会「見解」)。「義務化」以外に「支払い拒否・未契約」を克服できないと性急に断定し、放送内容の向上を中心に据えた議論を後回しにしているように見えます。ここにも経営主義が露骨に現れています。「受信料引き下げ」を「義務化」の突破口にしようとした菅・前総務大臣の役割を代わって行おうというのでしょうか。

*** 受信料引き下げ問題を支払義務化の「露払い」にしないで頂きたい。**

3. あなたは、「放送内容のバランスに関しても、……選挙期間中の放送については、歴史ものなど微妙な政治的問題に結びつく可能性もあるため、いつも以上にご注意願いたいと思います。」と経営委員会で発言されています。(9. 11経営委員会「議事録」)。あなたは経営委員長なら番組内容に介入しても良いとお思いかもしれませんが、経営委員会は放送法第13条において「協会の経営方針その他の業務に関する重要事項を決定する権限と責任」を認められているが個々の「放送番組」に対する介入をすることはできないはずで、「選挙期間中の歴史もの」と指定して「注意」という行為は「政治的介入」そのものではないのでしょうか。

*** 放送番組に関して経営委員会の政治的介入は止めて頂きたい。**

4. 「報道、教育、地域放送の分野については、多くの国民、視聴者が公共放送たるNHKに大きな期待を寄せている……が、娯楽やエンターテインメントについては必ずしも明確でない。……保有すべきチャンネル数やその位置づけ、コンテンツ等について、国民、視聴者の納得が得られるような具体的内容を伴った考え方を示すべきである。」と述べています(9. 25「見解」)が、あなたはいったいNHKの「娯楽やエンターテインメント」番組を御覧になっているのでしょうか。そして民放における「娯楽やエンターテインメント」番組と比較された上で発言しておられるのでしょうか。

*** 放送チャンネルの削減や「バラエティー番組等の民放への明け渡し」は慎重に精査してからにして頂きたい。**

以上、主な問題点を列挙しましたが、経営委員会の「9. 25見解」も古森委員長が主導していると考えerことは自然なことです。なぜなら、古森委員長就任前の3月1日の経営委員会の「放送法、受信料義務化」に関する「見解」ではこれらの問題に関しては180度反対のことが述べられてい

るからです。

(<http://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/new/keiei070301.html> 参照)。経営委員12人のうち5人しか変わっていない経営委員会で委員長の交代によってこのように激変した「見解」が「全員一致」で決議される「異常」に驚いています。経営委員会には何らかの弁明が必要ではないでしょうか。

古森委員長は確かに、富士フィルムを効率的に発展させた功労者かもしれません。しかし、NHKに「効率的な経営手腕」をもっぱら発揮するような行動は自粛していただきたい。NHKは企業とはいえ、本来日本のジャーナリズムの一翼を担い、放送法で特別の役割を負わされている「文化事業」です。その経営体の長にふさわしく「格調高い」経営人であって欲しいと願っています。一連の古森委員長の言動に対してここに抗議を行うとともに内容のある弁明を要求するものです。